

関係府省庁提出用

# 女性の貧困と シングルマザーのワーキングプア解消、 離婚・避難期における支援の切れ目解消に関する 政策要請書

制度を「設けたか」ではなく、危機の時間に「実際に使えたか」で評価する。  
働いているかではなく、働くほど可処分所得と親子の時間が改善するかを問う。  
子ども関連給付は、現に監護・養育する者又はこども本人に、安全かつ確実に届ける。

## 提出先

内閣官房、厚生労働省、こども家庭庁、国土交通省、文部科学省、総務省、法務省、財務省、デジタル庁  
御中

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 提出日 | 2026 年 7 月 23 日                      |
| 提出者 | 筑紫野市議会議員 春口 あかね                      |
| 活動  | シングルマザー議員連盟 設立準備中                    |
| 連名  | 伊万里市議会議員 木寺 智子                       |
|     | みやき町議会議員 阿部 真美                       |
|     | 菊池市議会議員 菊池 みどり                       |
| 連絡先 | alliance.of.single.mothers@gmail.com |

基礎データ・制度確認日：2026 年 7 月 19 日  
※相談事例は匿名化し、個人特定を避けるため一部を整理しています。

## 政策要請書

関係府省庁 御中

母子世帯の母の就業率は **86.3%**です。多くのシングルマザーは、すでに働いています。しかし、母自身の平均年間就労収入は **236 万円**、中央値は **200 万円**にとどまります。これらは令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査が把握した令和 2 年の就労収入です。

また、2025 年国民生活基礎調査によると、2024 年の「子どもがいる現役世帯」のうち、**大人が一人の世帯員の相対的貧困率は 44.7%**で、大人が二人以上の 6.7%を大きく上回ります。就業の有無だけでは、生活の安定を説明できません。

背景には、家庭内にケアを担う別の大人がいることを暗黙に想定した標準的な働き方、女性に偏る非正規・低賃金雇用、税・社会保険・児童扶養手当・保育・住宅・教育支援が別々に変化する所得設計、そして離婚・避難時に住宅・就学・給付・仕事の一つの支援計画につながらない行政設計があります。

実際の相談では、精神的暴力・経済的支配から子どもと避難しようとした女性が、直ちに居住できない市営住宅、子どもの就学継続、物価高対策の給付口座という複数の課題に同時に直面しました。給付は当時の児童手当登録口座である夫側の口座に振り込まれる予定でしたが、窓口職員の迅速な対応によって変更が間に合いました。

また、終業式の日、娘の友達である兄弟が遊びに来た際、「家に昼ご飯がない。母親が帰るのは 19 時で、ご飯も炊いていない」と分かり、そのまま一緒に昼食を食べに行った経験があります。これは、保護者が働いていない家庭の話ではありません。保護者が働いているからこそ、長期休暇や短縮授業日に昼間のケアと食事が空白になる家庭の話です。

### 基本認識

制度が存在していても、危機の時間に間に合わず、対象者が知ることができず、保証人や書類等の要件によって利用を断念し、又は実際の養育状況と異なる口座へ給付されるなら、生活を守る支援として十分に機能しているとはいえません。

つきましては、関係府省庁が共同して、以下の 8 項目を実施するよう要請します。併せて、各項目について、現行制度で直ちに実施できる事項、通知・省令・システム改修で対応する事項、予算・法律改正を要する事項、主担当部署、実施期限及び成果指標を文書でご回答ください。

**根拠資料：**こども家庭庁「令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査結果」、厚生労働省「2025（令和 7）年国民生活基礎調査の概況」。数値の調査年・所得年・定義は異なるため、直接の金額比較ではなく構造把握に用いています。

## 8つの要請事項

- 1、離婚前後・DV 等からの避難に対応する「初動 72 時間プロトコル」を全国標準化すること。
- 2、「空室」ではなく、24～72 時間以内に子どもと安全に暮らせる「即入居可能住宅」を確保すること。
- 3、避難や住所異動の有無に左右されない就学継続と、居所・学校情報の保護を全国最低基準とすること。
- 4、子ども関連給付を、現に監護・養育する者又はこども本人に、安全かつ確実に届けること。
- 5、ひとり親を包摂する標準雇用、長期休暇中のケア・食支援及び実効性ある自営・起業支援をすること。
- 6、児童扶養手当だけでなく、税・社会保険・保育・住宅・教育を横断し、働くほど可処分所得が増える制度設計へ転換すること。
- 7、養育費を「取れた人だけの収入」にせず、子どもの権利として合意・受給・執行まで公的に子ども関連給付を、現に監護・養育する者又はこども本人に、安全かつ確実に届けること。
- 8、全国共通の最低基準、恒久財源、利用できなかった理由を含む統計及び KPI を整備・公表すること。

## 8 項目を貫く共通原則

①危機は今日・明日の単位で進む。②ひとり親にはケアを代替する「第二の大人」がいない。③額面年収ではなく手取りと時間で評価する。④制度の存在ではなく実際の利用可能性で検証する。⑤住む自治体や担当者による権利格差を生じさせない。

## 要請 1

# 離婚前後・DV 等からの避難に対応する「初動 72 時間プロトコル」を全国標準化すること

逃げる決断は、役所の受付時間、制度ごとの申請・審査、次回支給を待ってくれません。

## 要請理由

精神的暴力、経済的支配、監視、孤立化等から離れようとする際、当事者は「今夜どこで寝るか」「明日子どもを学校へ行かせられるか」「給付が相手口座へ入る前に止められるか」「仕事を失わずに済むか」を同時に判断します。一方、行政では、女性支援、住宅、教育、給付、住民票、法律、就労が別々の窓口と手続に分かれています。

危機の直後は、当事者の資金、時間、通信手段、心理的余力が最も少ない時期です。その時に複数窓口を回り、同じ被害を繰り返し説明し、多数の書類をそろえること自体が支援への障壁になります。女性支援新法の理念を、危機の時間に機能する実務へ落とし込む必要があります。

## 具体的要請

1. 最初に相談を受けた窓口が、一営業日以内にケース担当者を決定し、安全、今夜の居所、食料・現金・通信、就学、給付、住民票、医療、法律及び就労を一枚の支援計画に統合すること。
2. 離婚成立前、別居前、身体的暴力が確認されていない段階を含め、精神的暴力・経済的支配から利用できる全国共通の入口を設けること。
3. 本人が同じ説明を繰り返さない共通アセスメント票と、本人同意を原則とする必要最小限の情報共有手順を整備すること。
4. 加害者への照会が安全を害する場合の代替確認、夜間・休日の緊急ルート、同行支援及び初動費用を標準化すること。
5. 2026 年度中に関係府省共同ガイドラインとモデル自治体事業を開始し、2027 年度から全国展開すること。

## 主担当・連携

主担当：厚生労働省。連携：こども家庭庁、国土交通省、文部科学省、総務省、法務省、警察庁、地方公共団体。

## 成果指標（KPI）

| 指標               | 目標・確認方法    |
|------------------|------------|
| ケース担当者の決定        | 1 営業日以内    |
| 同じ被害説明の反復        | 原則 1 回以内   |
| 安全な居所・食料・通信の確保   | 24 時間以内を基本 |
| 支援途中の離脱・再相談・安全事故 | 毎年度公表・減少   |

根拠資料：厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（2024 年施行）。

## 要請 2

## 子どもと安全に暮らせる「即入居可能住宅」を確保すること

空室でも、鍵、水回り、衛生、防犯、必要修繕が整っていなければ、危機当日の避難先にはなりません。

## 要請理由

DV 等から離れる判断は、住まいを失うリスクと直結します。相談事例では、市営住宅への入居が選択肢となったものの、相談者が「修繕なしでは子どもと直ちに暮らせない」と判断する状態であり、友人宅に頼らざるを得ませんでした。友人・親族がいない人には再現できない対応です。

居所が確定しなければ、住民票、学校、保育、就労、給付の変更も進みません。住宅は単独の福祉メニューではなく、避難後の制度接続の土台です。

## 具体的要請

1. 公営住宅、居住サポート住宅、セーフティネット登録住宅、女性自立支援施設、母子生活支援施設及び民間借上げ住宅を組み合わせ、各圏域に 24～72 時間以内に入居できる在庫を常時確保すること。
2. 「空室数」とは別に「即入居可能戸数」を管理し、鍵、水回り、電気・ガス、衛生、カビ、防犯、必要修繕を事前点検する全国共通チェックリストを設けること。
3. 保証人・緊急連絡先、敷金等の初期費用、家具家電、清掃・修繕、移送費を理由に避難を遅らせない緊急ルートと国庫支援を設けること。
4. 子どもの学校・保育を継続できる圏域内物件を優先し、緊急住宅から恒久住宅まで同じ担当者が伴走すること。
5. 住宅紹介後に入居できなかった理由を「本人辞退」と一括せず、老朽化、修繕、保証、費用、通学等に分けて把握・公表すること。

## 主担当・連携

主担当：国土交通省・厚生労働省。連携：こども家庭庁、地方公共団体、居住支援法人。

## 成果指標（KPI）

| 指標                 | 目標・確認方法     |
|--------------------|-------------|
| 圏域別の即入居可能戸数        | 毎月公表        |
| 相談から鍵の引渡し          | 原則 24～72 時間 |
| 住宅の居住不適合による入居不能    | 0 件         |
| 住まいを理由とする避難断念・就学中断 | 減少          |

根拠資料：国土交通省「住宅セーフティネット制度」、厚生労働省の女性支援施策。

**要請 3****避難や住所異動の有無に左右されない就学継続と、居所・学校情報の保護を保障すること**

**親が逃げたことで、こどもが教育、友人関係、居場所、安全を同時に失ってはなりません。**

**要請理由**

避難に伴う転校は、学習環境、友人関係、地域の居場所を一度に変える大きな出来事です。家庭内の暴力や支配を経験した直後であれば、心理的負担はさらに重なります。相談事例では、学校を変えないために友人宅を一時的な生活拠点として住所を移す対応を取りました。

文部科学省は、住民票の有無だけで就学機会を妨げず、DV 事案では転学先や居住地情報を厳重に管理するよう示しています。しかし、当事者、学校、一般窓口が制度を知らず、判断に時間を要すれば、制度は危機の時間に使えません。

**具体的要請**

1. 安全上の支障がなく、こどもの利益にかなう場合、避難や住所異動を理由に自動的に転校させず、就学継続を原則とすること。
2. 住民票の異動を前提としない区域外就学、指定校変更等について、一営業日以内に暫定決定できる全国共通手順を整備すること。
3. 居住地、在籍校・転学先、通学経路等の情報を必要最小限の担当者に限定し、加害者側への漏えいを防止すること。
4. 通学距離が生じる場合の交通費・送迎費を支援し、学校内の安全計画、スクールカウンセラー等による心理的支援を確保すること。
5. 教育委員会、学校、女性支援、児童福祉及び住民票担当による合同研修・事例訓練を毎年度実施すること。

**主担当・連携**

主担当：文部科学省。連携：総務省、厚生労働省、こども家庭庁、地方公共団体。

**成果指標（KPI）**

| 指標               | 目標・確認方法  |
|------------------|----------|
| 避難に伴う就学中断        | 0 日      |
| 暫定就学決定           | 1 営業日以内  |
| 居所・学校情報の漏えい      | 0 件      |
| 本人の希望に反する転校・通学断念 | 毎年度把握・減少 |

**根拠資料：**文部科学省「配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた保護者の子どもの就学」「特別な事情による区域外就学」。

#### 要請 4

子ども関連給付を、現に監護・養育する者又は子ども本人に、安全かつ確実に届けること

子どものための給付が、過去の登録情報によって、実際に養育していない側や加害・支配する側へ届いてはなりません。

#### 要請理由

物価高対策等の一時給付は、迅速に支給するため、既存の児童手当受給者情報や登録口座を利用することがあります。2025 年度の物価高対応子育て応援手当も、原則として児童手当受給口座へ振り込む仕組みでした。離婚協議中、別居、DV 避難、受給者変更手続中には、行政データと現実の養育状況に時間差が生じます。

相談事例では、子育て支援金が当時の児童手当登録口座である夫側の口座へ振り込まれる予定であることが分かり、窓口職員が支給前に急ぎ変更しました。誤った口座への支給は単なる事務上の問題ではなく、避難後の食費、家賃、学用品を失わせ、経済的支配を継続させ得る安全上の問題です。

#### 子ども本人への支給について

本要請は、すべての給付を一律に子どもの口座へ振り込むことを求めるものではありません。各給付の法的受給権者を踏まえ、子どもの年齢・発達、本人の意見、安全、口座管理の実態及び最善の利益を確認した上で、養育者への支給が安全でない又は子どもの利益を害するおそれがある場合等に、子ども本人への直接支給を選ぶ例外ルートを新設することを求めます。

## 要請 4（続き） 子ども関連給付を安全かつ確実に届けること

### 具体的要請

1. 子ども関連給付は、各制度の法的受給権者を整理した上で、原則として現にこどもを監護・養育する者へ支給すること。
2. 養育者が安全に受領できない、実際の養育者を直ちに確定できない、養育者への支給がこどもの最善の利益を害するおそれがある、又は対象となるこどもが成年に達し自ら生活費を負担している等の場合に、こども本人への直接支給を選択できる例外ルートを設けること。
3. 未成年のこども本人に支給する場合は、本人の年齢・発達・意見、安全及び口座の実質的管理者を確認し、本人名義口座、こどものために保全される専用口座又は自治体等による支援付き受領から適切な方法を選べるようにすること。
4. 児童手当等の既存データを利用する一時給付について、DV 相談、離婚協議中の別居、受給者変更手続中等を検知し、支給ファイル確定前の振込保留、受給者・口座変更及び代替支給を行える全国共通仕様を設けること。
5. 安全上必要な場合、加害者側への連絡・同意を要しない代替確認方法を整備し、本人の居所、相談歴及び口座情報を保護すること。
6. データ締切後でも自治体が停止・変更できる権限を設け、誤支給時には現に養育する者又はこども本人へ直ちに再支給できる国費負担の救済制度を設けること。
7. 制度案内には「世帯主＝受給者」とは限らないこと、離婚協議中・DV 時の例外、こども本人への支給を含む相談ルートを明記すること。
8. デジタル庁とこども家庭庁が、給付システムの標準データ項目、例外フラグ、監査ログ及び誤支給救済の仕様を策定すること。

### 主担当・連携

主担当：こども家庭庁・デジタル庁。連携：総務省、厚生労働省、財務省、地方公共団体。

### 成果指標（KPI）

| 指標                      | 目標・確認方法    |
|-------------------------|------------|
| 現に養育しない者・安全でない口座への振込    | 0 件        |
| 振込保留・変更の申出から処理          | 原則 1 営業日以内 |
| 誤支給後の再支給                | 最短・日数公表    |
| こども本人への直接支給等の利用件数・不受理理由 | 匿名集計・毎年度公表 |

**根拠資料：**こども家庭庁「物価高対応子育て応援手当にかかるよくあるお問い合わせ」（原則、児童手当受給口座へ支給）、「児童手当 Q&A」、こども基本法第 3 条・第 11 条の趣旨。

**要請 5****ひとり親を包摂する標準雇用、長期休暇中のケア・食支援及び実効性ある自営・起業支援を整えること**

母子世帯はすでに働いています。足りないのは就労意欲ではなく、第二のケア担当者がいなくても働き続けられる設計です。

**要請理由**

日本の標準的な働き方は、固定フルタイム、残業、急な予定変更、転勤、勤務時間外の研修に対応できることを前提とし、その背後に子どもの病気や送迎を引き受ける別の大人を暗黙に想定しています。ひとり親には、代わりに休む人も、迎えに行く人も原則としていません。

子の看護等休暇は、小学3年生修了までのこどもについて、1人で年5日、2人以上でも年10日です。法定制度があっても無給であれば、ケアが発生するたびに所得が減ります。

さらに、2025年の放課後児童クラブにおける長期休暇中の昼食提供は13,517か所、全体の52.1%でした。約半数では昼食提供が確認されていません。終業式の日に関に家に昼食がなく、母親の帰宅が19時であった兄弟の事例は、働く家庭の「昼間のケアの空白」を示しています。

雇用では両立できず、自営・起業を選択肢にする人もいます。しかし独立には初期資金が必要で、公的調査でも、保証人を確保できないため母子父子寡婦福祉資金を利用できない相談が示されています。制度があっても使えない理由を把握し、人的保証に過度に依存しない支援へ改める必要があります。

## 要請 5（続き） ひとり親を包摂する働き方・ケア・食・自営支援

### 具体的要請

1. 勤務時刻の予測可能性、本人の時間統制、緊急時のテレワーク・時差勤務・残業免除を、例外的配慮ではなく標準的な雇用管理として整備すること。
2. 子の看護等休暇を有給化し、ひとり親には日数の上乘せと時間単位取得を認め、利用を契約更新、配置、昇進及び評価で不利益に扱わないこと。
3. 短時間正社員でも役割・技能に応じて昇給・昇進できる制度を普及し、研修は勤務時間内に行い、保育・交通・機器費を支援すること。
4. 病児・病後児保育、放課後児童クラブ、送迎、ショートステイに加え、終業式・長期休暇中の昼食提供を基礎的ケアインフラとして全国で利用できるよう、恒久財源を設けること。
5. 自営・起業を選ぶひとり親について、選択理由、初期費用、収入変動、社会保険、廃業リスクを全国調査し、伴走支援、給付、融資及び保証を一体化すること。
6. 母子父子寡婦福祉資金等について、保証人、連帯借受人、必要書類、審査期間を理由とする申請断念・不承認を把握・公表し、人的保証に過度に依存しない審査・公的保証へ見直すこと。
7. 企業助成は採用人数だけでなく、3・6・12 か月後の定着、賃金、勤務の予測可能性、有給ケア休暇及び可処分所得の改善と連動させること。

### 主担当・連携

主担当：厚生労働省・こども家庭庁。連携：経済産業省、文部科学省、地方公共団体、労使団体。

### 成果指標（KPI）

| 指標                  | 目標・確認方法     |
|---------------------|-------------|
| 就労定着・時間当たり賃金・社会保険加入 | 3・6・12 か月追跡 |
| 子の看護等休暇の有給化率・取得率    | 毎年度上昇       |
| 長期休暇中の昼食提供率         | 全国 100%を目標  |
| 自営・起業資金の申請・承認・断念理由  | 毎年度公表       |

**根拠資料：**厚生労働省「子の看護等休暇」、こども家庭庁「令和 7 年 放課後児童健全育成事業の実施状況」、こども家庭庁「令和 8 年度夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援」、厚生労働省の貸付制度調査。

## 要請 6

## 働くほど可処分所得が増える制度横断設計へ転換すること

額面年収ではなく、働いた後に家庭に残るお金と、親子に残る時間を見なければなりません。

## 要請理由

児童扶養手当は、少し働いた瞬間に全額がなくなる制度ではなく、所得に応じて段階的に減額されます。そのため、「少し働くと急に手当が全部なくなる」と一括して説明するのは正確ではありません。

しかし生活実感は、就労収入と給付から、税、社会保険料、保育料、住宅費、教育費、病児保育、送迎、外食等を差し引いた可処分所得で決まります。制度ごとに所得年、判定月、世帯単位が異なり、複数制度が同時に変化すれば、額面収入ほど手取りが増えない所得帯が生じます。

勤務時間を増やすほど有料ケアや食事の代替費用が増え、休息と子どもとの時間が減る場合があります。政策の成果は「就職したか」だけでなく、可処分所得、就労継続、親子時間及び健康が改善したかで評価すべきです。

## 具体的要請

1. 児童扶養手当、児童手当、税、社会保険料、0～2歳保育料等、就学援助、公営住宅家賃及び自治体給付を横断する全国共通の手取りシミュレーターを整備すること。
2. こどもの人数・年齢、養育費、控除、社会保険、自治体差を反映し、給付、負担、追加ケア費用及び可処分所得を少なくとも12か月先まで表示すること。
3. 制度ごとの所得年、判定月、更新時期を一画面で示し、負担増・給付減を事前に個別通知すること。
4. 複数制度が同時に減少し、手取りの伸びが著しく小さくなる所得帯には、6～12か月の移行給付、負担凍結又は段階的移行を設けること。
5. ハローワーク、母子・父子自立支援員及び自治体窓口が同じ試算を使用し、就職件数ではなく可処分所得と親子時間の改善を支援目標とすること。
6. 制度改正・予算事業に、ひとり親世帯への「手取り影響評価」と「時間影響評価」を導入すること。

## 主担当・連携

主担当：子ども家庭庁・内閣官房。連携：厚生労働省、財務省、総務省、国土交通省、文部科学省、デジタル庁。

## 成果指標（KPI）

| 指標                     | 目標・確認方法    |
|------------------------|------------|
| 追加1万円の就労収入に対する可処分所得増加額 | 所得帯別に公表    |
| 複数制度の同時変化が生じる世帯数       | 毎年度把握      |
| 予想外の負担増を経験した世帯割合       | 減少         |
| 可処分所得・親子時間・休息          | 3・6・12か月改善 |

**根拠資料：**子ども家庭庁「児童扶養手当（令和8年度）」等。児童扶養手当は段階的減額であり、個別の手取りは扶養人数、控除、養育費、自治体制度等により異なります。

## 要請 7

## 養育費を「取れた人だけの収入」にせず、子どもの権利として実現すること

養育費は元配偶者への支援ではなく、こどもが生活を維持するための権利です。

## 要請理由

令和3年度全国ひとり親世帯等調査では、離婚母子家庭で養育費を現在受け取っている割合は28.1%でした。取決めがあっても、支払停止、相手の勤務先・財産情報の把握、強制執行の費用と手間、安全上の不安が壁になります。

2026年4月に施行された民法等改正により、父母の扶養義務、法定養育費、先取特権等のルールが整備されました。法律上の権利を、離婚前後の相談、合意書、公正証書、家庭裁判所及び執行支援へつなげ、継続受給まで支える必要があります。

DV・精神的支配がある場合、相手との直接交渉を求めること自体が危険です。安全な代理交渉・執行と、支払が止まった期間の子どもの生活保障が必要です。

## 具体的要請

1. 離婚届提出前から、養育費、親権、親子交流、住居及び給付を一体で扱う無料相談と合意書作成支援を全国で利用できるようにすること。
2. 法定養育費、先取特権等について、自治体窓口、法テラス、公証、家庭裁判所及び執行機関をつなぐワンストップ手順を整備すること。
3. 支払停止時の通知、勤務先・財産情報取得、強制執行申立てに係る費用と実務を公費で支援すること。
4. DV等がある事案では、相手との直接連絡を要しない安全な合意・執行方法と居所情報の保護を徹底すること。
5. 公的立替・回収のモデル事業を国費で実施し、子どもの生活安定、回収率及び安全性を検証した上で全国制度化を検討すること。
6. 取決め率だけでなく、初回支払までの日数、12か月継続受給率、滞納額及び執行到達率を毎年公表すること。

## 主担当・連携

主担当：法務省・こども家庭庁。連携：厚生労働省、裁判所、法テラス、地方公共団体。

## 成果指標（KPI）

| 指標              | 目標・確認方法 |
|-----------------|---------|
| 養育費の取決め率・現在受給率  | 毎年度上昇   |
| 相談から合意・初回支払     | 日数短縮    |
| 12か月継続受給率・滞納解消率 | 毎年度公表   |
| 安全上の理由による手続断念   | 減少      |

根拠資料：こども家庭庁「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」、法務省「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」（2026年4月施行）。

**要請 8****全国共通の最低基準、恒久財源、利用できなかった理由を含む統計及び KPI を整備・公表すること**

住む自治体や担当職員によって、逃げられるか、食べられるか、働き続けられるかが変わってはなりません。

**要請理由**

相談事例では、友人の支えと窓口職員の迅速な判断によって、学校継続と給付口座の変更が実現しました。しかし、同じ救済が全国で保障されているわけではありません。良い裁量を制度化しなければ、支援は担当者の経験や自治体財政に左右されます。

公的統計は「現在の雇用形態」「制度利用件数」を把握しても、「なぜ正社員を続けられなかったのか」「なぜ独立したのか」「保証人を頼めず申請を断念したのか」「長期休暇に昼食を確保できなかったのか」といった、利用できなかった理由を十分に把握していません。

制度の有無だけを評価すると、使えない制度が残ります。制度認知、申請、承認、不承認、申請断念、利用後の定着、可処分所得及び親子時間まで追跡して初めて政策効果を判断できます。

## 要請 8（続き） 全国共通基準・財源・統計・KPI

## 具体的要請

1. 初動 72 時間、即入居住宅、就学、給付、働き方、手取り、食支援及び養育費について、全国共通の最低基準と業務手順を定めること。
2. 必要な人員、システム、住宅、食支援、企業支援及び調査に使える恒久的な国庫財源を措置すること。
3. 制度認知、相談、申請、承認、不承認、取下げ、申請断念及びその理由を匿名で把握し、再識別に配慮しながら自治体別・圏域別に公表すること。
4. 離職、正社員断念、自営・起業選択の理由、時間的貧困、長期休暇の食事、保証人等の資金障壁及び給付の受取実態を全国調査すること。
5. 当事者、支援者、研究者及び地方議員を含む第三者会議を設置し、匿名事例、自治体比較及び KPI を毎年検証すること。
6. 関係府省庁が毎年度、KPI、予算、地域差、改善措置及び未実施理由をまとめた年次報告書を公表すること。

## シングルマザー議員連盟（仮称）の役割

設立準備中のシングルマザー議員連盟（仮称）では、地方の相談現場で見える匿名事例、自治体間の制度運用比較、離職・独立の背景、使えなかった制度、長期休暇中の食の困難等を共通様式で収集し、国の統計を補完する政策データとして継続的に提供します。

## 主担当・連携

主担当：内閣官房・こども家庭庁。連携：関係府省庁、地方公共団体、第三者機関。

## 成果指標（KPI）

| 指標                  | 目標・確認方法 |
|---------------------|---------|
| 全自治体の共通 KPI 報告率     | 100%    |
| 制度認知→申請→承認→利用継続の到達率 | 毎年度改善   |
| 申請断念理由・利用不能理由       | 毎年度公表   |
| 自治体間の安全・就学・給付・就労格差  | 縮小      |

根拠資料：こども基本法第 11 条の意見反映の趣旨、公的統計及び制度評価に関する各府省資料。

## 実施工程及び文書回答を求める事項

8 項目は相互に関連しており、一つの省庁、一つの制度の改善だけでは解決しません。以下の工程で関係府省庁共同の対応を求めます。

| 時期           | 国に求める対応                              | 自治体・現場への実装                |
|--------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 要請受領後 3 か月以内 | 関係府省タスクフォース、現行制度・通知・システムの棚卸し、担当部署の決定 | 自治体照会窓口の一本化、モデル自治体公募      |
| 2026 年度中     | 初動 72 時間、給付例外処理、即入居住宅、就学継続の暫定ガイドライン  | 共通チェックリスト、研修、給付保留・変更手順の試行 |
| 2027 年度      | 恒久財源、システム標準改修、モデル事業の全国展開、必要な省令・法改正   | 人員配置、緊急住宅、食支援、企業・起業支援の実装  |
| 毎年度          | 共通 KPI、地域差、申請断念理由、予算及び改善措置の年次公表      | 匿名事例レビュー、当事者参加の検証・改善      |

### 文書回答を求める事項

1. 現行制度・既存予算で直ちに実施できる事項及び実施通知の発出時期
2. 2027 年度予算要求、システム改修、モデル事業の内容・規模・対象地域
3. 省令、告示、通知又は法律改正を要する事項と工程
4. 各要請の担当部署、共同所管部署、自治体からの照会窓口
5. 全国共通 KPI、データ公表単位、第三者評価及び当事者参画の方法
6. 実施しない又は直ちに実施できない事項について、その理由と代替措置

#### 回答に当たってのお願い

「制度を設けているか」だけでなく、当事者が危機の時間に利用できたか、実際の養育者又は子ども本人に給付が届いたか、働いた後の可処分所得と親子時間が改善したか、という結果でご回答ください。

## 別紙：子ども関連給付の安全な支給フロー（提案）

プッシュ型給付の迅速性を維持しつつ、実際の養育状況と安全を反映するため、次の全国共通フローを提案します。

| 段階 | 確認事項       | 標準対応                                                            |
|----|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1  | 給付対象の確定    | 給付の目的、法的受給権者、対象となるこどもを明示する。                                     |
| 2  | 安全・現況フラグ   | DV 相談、離婚協議中の別居、受給者変更、施設・里親等への委託、死亡、行方不明等を安全に確認する。               |
| 3  | 受取先の決定     | 原則は現に監護・養育する者。安全上又はこどもの最善の利益上必要な場合は、こども本人又はこどものために保全された方法を選択する。 |
| 4  | 本人の意見・口座管理 | こども本人への支給では、年齢・発達、本人の意見、口座の実質的管理者、安全上のリスクを確認する。                 |
| 5  | 振込前保留・変更   | 自治体が支給ファイル確定前後に保留・変更できる権限を持つ。加害者側の同意・連絡を不要とする安全な代替確認を用意する。      |
| 6  | 誤支給時の救済    | 回収を待たず、現に養育する者又はこども本人へ国費で再支給し、その後に国・自治体が回収を処理する。                |
| 7  | 監査・公表      | 誤振込、保留、変更、再支給、こども本人への支給件数及び不受理理由を匿名で公表する。                       |

### 重要な留意点

こども本人への支給は、親の責任をこどもへ移すものではありません。支援の受取先を安全に確保するための例外的・選択的な仕組みであり、こどもの意見聴取、最善の利益、プライバシー、搾取・流用防止及び資金管理支援を必須とします。

## 主な根拠資料・公式資料

以下は、本要請書の基礎として確認した主な公的資料です。制度は改正される可能性があるため、実施時には最新版を確認してください。

- [1] こども家庭庁「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果」 [公式資料](#)
- [2] 厚生労働省「2025（令和7）年 国民生活基礎調査の概況」 [公式資料](#)
- [3] 厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」 [公式資料](#)
- [4] 文部科学省「配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた保護者の子どもの就学」 [公式資料](#)
- [5] 文部科学省「特別な事情による区域外就学」 [公式資料](#)
- [6] こども家庭庁「物価高対応子育て応援手当にかかるよくあるお問い合わせ」 [公式資料](#)
- [7] こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」 [公式資料](#)
- [8] 厚生労働省「子の看護等休暇」 [公式資料](#)
- [9] こども家庭庁「令和7年 放課後児童健全育成事業の実施状況」 [公式資料](#)
- [10] こども家庭庁「令和8年度 夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援」 [公式資料](#)
- [11] 厚生労働省「母子父子寡婦福祉資金貸付金」関連資料（令和8年） [公式資料](#)
- [12] 厚生労働省「生活福祉資金貸付事業におけるオンライン化に関する調査研究」 [公式資料](#)
- [13] こども家庭庁「児童扶養手当（令和8年度）」 [公式資料](#)
- [14] 法務省「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」 [公式資料](#)
- [15] 国土交通省「住宅セーフティネット制度の見直しについて」 [公式資料](#)

### 数値の取扱い

母子世帯の就業率・母本人の就労収入は令和3年度全国ひとり親世帯等調査（就労収入は令和2年）、相対的貧困率は2025年国民生活基礎調査（所得は2024年）によります。調査年・母集団・所得概念が異なるため、数字同士を直接差し引くのではなく、高就業率と高い貧困リスクが併存する構造を示すために使用しています。

## 結 び

私たちが求めているのは、特別扱いではありません。

暴力や支配から離れる決断をした日に、住まい、学校、給付、仕事のすべてを失わなくてよいこと。働いた分だけ可処分所得が増え、こどもの食事と親子の時間が守られること。子どものための給付が、現に監護・養育する者又はこども本人へ安全に届くこと。その当たり前を、全国どこにいても保障していただくよう要請します。

また私たちは、シングルマザー議員連盟の設立準備を進め、当事者・地方議員・支援者の声を、匿名事例、自治体比較、利用実態統計及び KPI に変え、継続的に国へ提言してまいります。

以上

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 提出日 | 2026 年 7 月 23 日                      |
| 提出者 | 筑紫野市議会議員 春口 あかね                      |
| 連名  | 伊万里市議会議員 木寺 智子                       |
|     | みやき町議会議員 阿部 真美                       |
|     | 菊池市議会議員 菊池 みどり                       |
| 連絡先 | alliance.of.single.mothers@gmail.com |